

2019年3月4日

東京都知事 小池百合子 様

部落解放・人権政策確立要求東京実行委員会
会長 白井 敏男

「部落差別解消推進法」と「東京都人権条例」を踏まえた 部落解放・人権政策確立にむけた要望書

日夜の差別撤廃、人権確立にむけた取り組みに敬意を表します。

私たちは、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃と人権が確立された社会の実現にむけた法制度や政策の確立をめざして活動している実行委員会です。

部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」）が成立し丸2年が経過し、国ではようやく実態調査の実施にむけた準備が進んでいるようです。また、昨年10月15日、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（以下「都人権条例」）が一部を残して施行されました。「都人権条例」では「いかなる種類の差別も許されないという、人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市となること」を目的とし、「必要な取組を推進する」と都の責務を定めています。

今日、インターネット上の差別の増加を特徴とし、差別の強まりの時代を迎えています。このような中、法律や条例を速やかに具体化していくことが求められています。

法律や条例の具体化にむけ、下記の点を要望いたします。差別の現実を直視し、要望内容をご理解いただき、人権政策に反映させていただけますようお願い申し上げます。

記

1. 「部落差別解消推進法」の具体化にむけ以下の点を実現していただきたい。

- ① 地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実をはかっていただきたい。
- ② 地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発、研修を質、量ともに強化していただきたい。
- ③ 「部落差別解消推進法」（第6条）に基づき実施される実態調査について、東京都及び東京都教育委員会が国に報告する「部落差別事例」について、詳細で正確な報告をして

いただきたい。また、詳細で正確な報告をするよう区市町村に徹底していただきたい。

- ④ 東京都として、総合的な実態調査を実施していただきたい。特に、「インターネット上の差別事件の調査」と「人権に関わる意識調査」を実施していただきたい。
- 東京都人権施策推進指針（2015年8月策定）ではインターネットによる人権侵害に対する施策の方向性で、①啓発、②学校教育、学校非公式サイト等の監視等、③青少年向け相談窓口等をあげています。また昨年の10月から「インターネットにおける人権侵害に関する法律相談」を実施しているが、現実には様々な行政の取り組みを超えて差別は強まりをみせている。
- 「人権に関する世論調査」（2014年4月発表）から5年が経過しようとしており、「部落差別解消推進法」の具体化、「都人権条例」の具体化に向け、「人権に関する世論調査」の実施が必要と思われる。

2. 「都人権条例」の第1章の具体化にむけ、あらゆる差別の撤廃に向けた「基本方

針」ならびに「基本計画」を個人人権課題ごとに策定し「必要な取組」を早急を実施していただきたい。

- 第1条では「東京都（以下「都」という。）が、啓発、教育等（以下「啓発等」という。）の施策を総合的に実施していくことにより」とあるが、総合性の中身については述べられていない。第2条の3都民、4事業者は何に協力するのかを明確にすべきである。

3. あらゆるネット上の差別に対する拡散防止、救済措置の必要性を確認し、「インタ

ーネット上の差別」の撤廃に向け「インターネットモニタリング事業」を実施していただきたい。

- 「インターネットモニタリング事業」とは、①行政自らがネット上の差別を見つけ出す。（ネットパトロール、実態把握機能）、②行政がプロバイダやSNS事業者に削除要請する。（削除は実質的な拡散防止・救済措置となる。東京法務局に削除要請するケースもある。）、③区市と連携して実施することに効果がある。④差別実態の把握、削除依頼、実際に削除された件数など実態報告書を作成し、差別事件をなくすための政策立案に

活用する。⑤通報、相談窓口を設け補完する、事業である。

- 尼崎市が実施した都内モニタリングで 86 件削除依頼し 79 件削除されている。これだけの事案があったということであり、現在も野放しになっている事案があるということである。早急な対策が現実から要求されている。
- また、三重県、奈良県、三重県伊賀市、兵庫県尼崎市、広島県福山市、香川県、埼玉県（2019 年実施）等すでに多くの府県、市町村で実施され効果を上げている。
- 東京都は他府県の実施状況を調査し有識者等の意見も聞き検討するとしているが、スケジュールさえ示されていない。

4. 差別身元調査、土地差別調査を規制する「身元調査規制条例（仮称）」を制定して

いただきたい。

- 「全国部落調査」復刻版、「部落探訪」は丸 2 年以上放置されており、探偵社や興信所など多くの身元調査関係者がダウンロードしている可能性が高いと認識すべきである。「部落差別解消推進法」「都人権条例」の具体化として、大阪府等で実施されている「身元調査を規制する条例」を制定し、差別身元調査、土地差別調査を規制する措置が現実から必要とされている。